

〔書評〕

岡本雅享・上村英明・窪誠・朴金優綺・朴君愛『マイノリティ・
ライツ―国際基準の形成と日本の課題』, 現代人文社, 2024,
486 ページ.

佐 竹 眞 明

名古屋学院大学国際文化学部

要 旨

本書はマイノリティ・ライツを中心に国際基準の形成と日本の課題を考えた著作である。その保障の起源をたどり、国際連盟までさかのぼって検証する。章建てを紹介すると、国際連合の歴史、戦後日本のマイノリティ回避、先住民族の権利、日本の関わり、保障システムの強化ということで、国連における様々な制度、マイノリティについての新しい考え方に及ぶ。最後に座談会の形式をとって、マイノリティ・ライツと日本の課題を執筆者で語っている。マイノリティ権利保障の枠組みの変遷を史的制度的に検証し、日本における近代化や植民地主義に根差す課題を明らかにする。それに対して、4つの視点から書評を加えた。1. 本書の意図 2. マイノリティ・ライツという考え方 3. なぜ国内問題が国際規約の対象となるのか 4. 戦後日本のマイノリティ回避 という視点である。

キーワード：マイノリティ・ライツ, 国際連盟, 国際連合, 戦後日本のマイノリティ回避

Masataka Okamoto, Hideaki Uemura, Makoto Kubo,
Wooki Park-Kim, Koonae Park, *Minority Rights: Formation of
International Standards and the Issues of Japan*, Gendai Jinbunsha,
2024, 486p.

Masaaki SATAKE

Faculty of Intercultural Studies
Nagoya Gakuin University

発行日 2025年1月31日

⑩ This book reflects on minority rights focusing on the Korean residents and Ainu indigenous people in Japan. It also tells us about how the concepts of international human right have been developed by dating back to the League of Nations and the United Nations. Thus, the study shows how the Japanese government has taken little attention to the issues of these two minority groups. On the book, I made a review from the 4 perspectives: The intent of the study, the concept of minority rights, why the local/domestic issue of discrimination should be interpreted by the international agreements and rules, and the history of Japanese government's refusal to admit that there is racial discrimination against Korean residents and Ainu people in the Japanese society.

⑪ Minority rights, the League of Nations, the United Nations, the Post War Japan's refusal to accept racial discrimination against Minorities

この本のことを知ったのは、著書の窪（くぼ）誠氏が去る6月2日に「2024年度日本平和学会春季研究大会」（テーマ：戦争と平和の根底に交差するレイシズム，セクシズム，ナショナリズム）の部会にお出でになり、私や川崎の朝鮮人教育問題に関する報告等¹⁾を聞かれ、次のような発言をされたことがきっかけである。…この3月に共著で『マイノリティ・ライツ』という本をまとめた、少数者の権利、国連の取り組みをまとめた。そうした視点からみたら、どのようなことがいえるのか、と。それに対して、その場でどう答えたのか、はっきりとは覚えていないが、その時から、気になって、本を読んでみた。

マイノリティ・ライツを中心に国際基準の形成と日本の課題を考えたものであった。著者らは政治社会学・民族学、国際人権法・平和学、国際法の専門研究者に朝鮮大学教員、ヒューライツ大阪の研究員が加わった。在日朝鮮人、アイヌ民族を中心に日本の問題を国連に訴え、広くロビー活動を行ってきた。本書の内容は次のとおりである。

マイノリティ（少数者）の権利をめぐる、その保障の起源をたどり、国際連盟までさかのぼって検証する。さらに、国際連合の歴史、戦後日本のマイノリティ回避、先住民族の権利、日本の関わり、保障システムの強化ということで、国連における様々な制度（例えば個人による通報制度）、マイノリティについての新しい考え方（社会的排除されている人が被差別者）に及ぶ。最後に、座談会形式で、マイノリティ・ライツと日本の課題を4執筆者で語っている。4つの論点によって、書評してみたい。

1. 本書の意図

「はじめに」にみるように、2000年以降、日本の世界的位置が低下し、中国、韓国の地位が相対的

-
- 1) 部会5「日本における移民第2世代を考える」（学習院大学）。報告者は進藤令子（タンペレ大学）「日本における多文化主義について」、佐竹「在日フィリピン人の第2世代をめぐる教育や就職に関する問題」、宮下大輝（慶応大学大学院）「神奈川県公立学校における多文化共生への試み」。討論 森田豊子（横浜市立大学客員研究員）。司会 堀芳枝（早稲田大学）。

に上昇すると、反中嫌韓の言動が台頭する。日本社会がいわゆる「一億総中流」から、格差社会に移る中で、在日特権、アイヌ特権、沖縄特権といった憎悪の言動が目立っている。つまり、社会に「自分たちが苦しいのは、マイノリティのせいだ」という認識がみられる。これが極右保守層にみられる「在日、アイヌ、沖縄特権論」につながったという。本書は2006年に総務省が打ち出した「多文化共生」がマイノリティ・ライツの観点なしに始められ、在日コリアン、アイヌ民族、琉球民族との共生を欠いている、歴史を顧みることなく、理念の深みを欠き、当たり障りのない文化交流を主体とする表層的な施策に止まっているとする。マイノリティ・ライツに向き合わない社会で「他民族共生」や「多文化共存」社会が達成できるとは思えない。そこで、マイノリティ権利保障の枠組みの変遷を史的制度的に検証し、日本における近代化や植民地主義に根差す課題を明らかにするとして、本書の意図を述べている (iii)。

ここで世界史的に思想を眺望してみると、「在日・アイヌ・沖縄特権」論というのは米国で移民が増えてきた中で、移民のために社会で犯罪が増えたり、移民がベトナムを食するという主張するドナルド・トランプ派、あるいは共和党の保守的な言質を彷彿させる²⁾。つまり、移民を追い出せという主張である。移民が経済に及ぼす貢献を忘れ、多様性という移民が持ち込む文化的特質を忘れている。こうした思想潮流はイタリア、ドイツ、英国、オーストリアなどEUでもみられる³⁾。したがって、本書は日本の「他民族共生」や「多文化共存」論のみならず、世界の思想潮流を鑑みても、時宜にかなった出版であるといえる。

2. マイノリティ・ライツという考え方

少数者の権利である。本書では在日朝鮮人・韓国人(コリアン)、アイヌが中心的に取り上げられる。LGBTQ、身障者なども少数者だろう。女性もまた文脈によってマイノリティである。中国、フィリピン、ブラジル、インドネシア、ネパールなどからのニューカマー外国人も少数者だろう。このうち、評者はフィリピン出身の人々に絡む問題を扱ってきた。

フィリピン人によるマイノリティ・ライツ獲得の動きは1990年代のリサ・ゴウたちの運動(フジTVドラマ『フィリッピナを愛した男たち』によるフィリピン人描写への異議申し立て)であろう⁴⁾。それから、2008年の国籍法改正に向けた動きもあろう。婚外子国籍裁判で勝訴、国籍法の改正

2) 「トランプ氏、移民が『悪い遺伝子』を持ち込んでいると差別的主張。データをねじ曲げて犯罪者扱いする」ハフポスト日本版, 2024年10月8日. https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_67047f0fe4b0b12bd23f6fd3 (2024年11月7日閲覧)

3) Frank Holmes, "The Fiscal Impact of Mass Immigration on U.S. and European Taxpayers," *Forbes*, September 30, 2024, <https://www.forbes.com/sites/greatspeculations/2024/09/30/the-fiscal-impact-of-mass-immigration-on-us-and-european-taxpayers/> (2024年11月7日閲覧)

4) 詳しくはリサ・ゴウ、鄭暎恵『私という旅 ジェンダーとレイシズムを超えて』, 青土社, 1999。メディアと人権を考える会『テレビメディアが問われ私たちが問われている』, 1993年。

につながった⁵⁾。

そして、フィリピンの出自を持つ大学生をみてきた評者は見分をまとめて、「日本における移民第2世代を考えるーフィリピン系第2世代をめぐる教育や就職をめぐる問題」という報告を6月に行った。

そこで、2世の教育に向けた動きを「マイノリティ・ライツ」からどうみるか、という冒頭の質問に対してはこう答えられるだろう。1992年国連総会決議「民族的、宗教的、言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言（マイノリティ権利宣言）」（日本国政府もその原則を支持し、実施を求められる）3条で「マイノリティに属する人々は…自らの権利をいかなる差別なく権利を行使することができる」と定めている（183ページ）。移民第2世代が大学教育を活用して、社会にはばたくことはフィリピン、カトリックという面で、日本で社会的にマイノリティに属する若者が自らの権利を行使することにつながる。母親が「フィリピン人エンターテイナー」として、社会的に排除された歴史⁶⁾を踏まえると、その子どもの教育は注目される。4条に「国家は彼らが人権と基本的自由を行使できるように、措置をとらねばならない」、とあり、国がそうしたマイノリティに対して、奨学金・授業料の免除など措置を工夫すべきであると、マイノリティ・ライツの視点から指摘できよう。

3. なぜ国内問題が国際規約の対象となるのか。

端的にいうと憲法で明示されないからである。少数者の権利が憲法によって、明言されていないから、国際人権規約が引き合いに出され、憲法にあるように、それを根拠に国内法が整備される。上位法として、国際条約が位置づけられる。日本国98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する」としている。その例が、インドシナ難民受け入れに伴って、1979年日本政府が国連人権規約（自由権と社会権）を批准、1982年難民条約を批准し、国民年金法、児童手当関連3法などの「国籍条項」が削除されたことが挙げられる。内外人平等の原則となり、在日コリアンなどに対しても年金・健康保険、公共住宅への居住、児童手当が認められるようになったのである⁷⁾。

憲法は制定時に想定していない、あるいは意図的に想定しない事態が生じた場合、条約または国際規約で補う。戦力不保持をうたった第9条を変えるべきだ、自衛のために自衛隊を持つことを書き加えるべきだ、国家非常事態へ対応を含む条項を入れるべきだ、といった論点まであるので、憲法自体

-
- 5) 2008年12月5日の国籍法改正法案の成立により、法律婚に及んでいない日本人父親から出生後に認知をえられた日比国際児にも、日本国籍の取得が可能となった。出生後に父母が法律婚をして婚姻準正された子（非嫡出児から嫡出児になる）は日本国籍が認められることと比較して、準正を受けない子が日本国籍を取得できないのは法の下での平等に反するとして、フィリピン女性の子ども10人が訴えたのである。Nobue Suzuki, "Outlawed Children: Japanese Filipino Children, Legal Defiance and Ambivalent Citizenships", *Pacific Affairs*, Vol.83, no.1, 2010.
 - 6) こうした視点に立っている著作にマリア・ロザリオ・ベケロ・パレスカス著『フィリピン女性エンターテイナーの世界』、津田守監訳、小森恵・宮脇撰・高畑幸訳、明石書店、1994。
 - 7) 田中宏『在日外国人一法の壁、心の壁 第三版』、岩波書店、2013。第6章。

を変えることには評者は反対である。よって、マイノリティ問題についても、憲法改正よりも国際規約で補うしかないだろう。

4. 戦後日本のマイノリティ回避

本論に書かれているように、吉田茂、中曽根康弘など戦後、日本を支えた保守的政治家の言動は在日朝鮮人、少数者への差別発言など顕著である。それらは現代の政治家の中にも引き継がれてきた。安倍信三内閣の在日「朝鮮」人に対する敵対的政策（朝鮮高校への補助を認めない）、それを受け継いだ岸田文雄内閣でも同様である。

吉田、中曽根、安倍などなぜ、そうした首相が長く職につき、差別的な政策をとりえたのか。対米従属、対米付度ともに抜かりなかった点、米国からの干渉の側面もあったにせよ、それらに対抗しきれなかったことには私たちの責任もある。他方、日本社会党連立、民主党政権の時は一抹の希望がともったものの、長くは続かなかった。ネット社会で情報が手に入りやすくなった現在、同じ轍を踏まないように、主権者として、選挙その他意見表明をし続けたい。

以上、本書は日本政府の「マイノリティ」政策が不十分であるという認識の下、国連の様々な会議に出席した面々によって執筆された。その意味で、日本政府について国際的議論から、外れている部分が多々書かれている。そして、史的制度的な分析に努めている。多くの読者に読まれることを切望する。